

様式第十（第6条第2項関係）

認定特定研究成果活用支援事業計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消した者の名称
3. 認定取消しの理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 認定取消しの理由
 - (1) 認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
 - (2) 事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第九（第6条第1項関係）

認定特定研究成果活用支援事業計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

文部科学大臣 名

経済産業大臣 名

平成 年 月 日付で認定をした特定研究成果活用支援事業計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

にあつては、当該書類の提出をもってこれに代えることができる。

2. その他

認定特定研究成果活用支援事業者の出資者に変更が生じた場合には、その旨を変更前と変更後を対比して記載する。

様式第十一（第7条第1項関係）

平成 年度における認定特定研究成果活用支援事業計画の実施状況報告書

年 月 日

文部科学大臣 殿
経済産業大臣 殿

(認定特定研究成果活用支援事業者)

住 所

名 称

代表者の氏名

印

(無限責任組員たる法人)

住 所

名 称

代表者の氏名

印

平成 年 月 日付で認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画の平成 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 実施した特定研究成果活用支援事業の内容
2. その他

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 認定特定研究成果活用支援事業者が法人である場合にあっては、無限責任組員たる法人の住所、名称及び代表者の氏名は不要とする。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 実施した特定研究成果活用支援事業の内容

別表により、認定特定研究成果活用支援事業者が実施した特定研究成果活用支援事業の内容を記載する。ただし、別表にて定める事項が全て記載された書類が他にある場合

別表 2

実施した特定研究成果活用支援事業の内容（特定研究成果活用支援事業を行う投資事業有限責任組合の持分の取得）

	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
合計						

- ①持分を取得した投資事業有限責任組合の名称
- ②持分を取得した投資事業有限責任組合の無限責任組合員の住所及び代表者名
- ③持分を取得した投資事業有限責任組合の実施する事業の内容及び概況
- ④平成 年度に取得した持分の取得価額（取得口数）及び当該投資事業有限責任組合の総出資口数に占める取得割合並びにその取得の方法
- ⑤認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に取得した持分の取得価額の総額及び当該投資事業有限責任組合における受入出資金の総額に対する割合
- ⑥持分を取得した投資事業有限責任組合が特定研究成果活用事業者に対して資金供給している金額の、当該投資事業有限責任組合の資金供給額の総額に対する割合

（注）

- ※1 認定特定研究成果活用支援事業者がその事業年度の年度末時点で持分を有する投資事業有限責任組合の全てについて記載する。
- ※2 認定特定研究成果活用支援事業者が持分の取得に当たって審査を実施した件数及び実際に持分を取得することを決定した件数を併せて記載する。

別表 1

実施した特定研究成果活用支援事業の内容（特定研究成果活用事業者の株式等の取得を伴うもの）

	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
合計						

- ①取得した株式等の発行会社の名称
- ②取得した株式等の発行会社の住所及び代表者名
- ③取得した株式等の発行会社が実施する事業の内容及び概況並びに当該事業の成長段階の段階
- ④取得した株式等の発行会社に対して実施した経営又は技術の指導の内容
- ⑤平成 年度に取得した株式等の取得価額及びその取得の方法
- ⑥認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に取得した株式等の取得価額の総額

（注）

- ※1 認定特定研究成果活用支援事業者がその事業年度の年度末時点で保有する株式等の発行会社全てについて記載する。
- ※2 認定特定研究成果活用支援事業者が株式等の取得に当たって審査を実施した件数及び実際に株式等を取得することを決定した件数を併せて記載する。

別表 4

株式等の処分の状況

	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
合計 額						

①処分した株式等の発行会社の名称

②処分した株式等の発行会社の住所及び代表者名

③平成 年度に処分した株式等の取得価額、取得方法及び取得した年度

④平成 年度に処分した株式等の処分価額及び処分の方法

⑤株式等の取得から処分に至るまでに実施した経営又は技術の指導の内容、事業の発展の経緯
その他経緯の概要

⑥認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に処分した株式等の処分価額の総額

(注)

認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に
処分した株式の発行会社全てについて記載する。

別表 3 (持分を取得した投資事業有限責任組合の名称: _____)

持分を取得した投資事業有限責任組合における特定研究成果活用事業者に対する支援の内容

	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
合計 額						

①取得した株式等の発行会社の名称

②取得した株式等の発行会社の住所及び代表者名

③取得した株式等の発行会社が実施する事業の内容及び概況並びに当該事業の成長発展の段階

④取得した株式等の発行会社に対して実施した経営又は技術の指導の内容

⑤平成 年度に取得した株式等の取得価額及びその取得の方法

⑥認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に取得した株式等の取得価額の総額

(注)

※1 別表 2に記載した投資事業有限責任組合ごとにそれぞれ作成する。ただし、別表 3に
て定める事項が全て記載された書類が他にある場合にあっては、当該書類の提出をもっ
てこれに代えることができる。※2 当該投資事業有限責任組合がその事業年度の年度末時点で保有する株式等の発行会
社全てについて記載する。※3 当該投資事業有限責任組合が株式等の取得に当たって審査を実施した件数及び実際
に株式等を取得することを決定した件数を併せて記載する。

別表 5

投資事業有限責任組合の持分の処分の状況

	①	②	③	④	⑤
1					
2					
3					
4					
合計額					

①持分を処分した投資事業有限責任組合の名称

②持分を処分した投資事業有限責任組合の無限責任組合員の住所及び代表者名

③平成 年度に処分した持分の取得価額

④平成 年度に処分した持分の処分価額及び処分の方法

⑤認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に処分した持分の処分価額の総額

(注)

認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に処分した投資事業有限責任組合の持分全てについて記載する。

特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針

- 一 特定新事業開拓投資事業の実施方法に関する事項その他特定新事業開拓投資事業に関する重要事項
- イ 経済産業大臣が産業競争力強化法（以下「法」という。）第十七条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業が事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の新たな事業の成長発展を図るものであって、当該計画の申請を行った投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当することを認定の要件とする。
- (1) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組員が、当該特定新事業開拓投資事業の実施に関し必要な能力及び実績を有する者であること。
 - (2) 当該投資事業有限責任組合が、特定新事業開拓投資事業及びこれに附帯する事業のみを行うものであること。
 - (3) 当該投資事業有限責任組合が、当該認定を受ける前にいずれの会社が発行する株式も取得していないこと。
 - (4) 当該投資事業有限責任組合が、特定新事業開拓投資事業計画の実施期間の終了に伴い解散することとしていること。
 - (5) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組員が法人である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、投資担当者（当該法人の役員又は使用人であって、当該投資事業有限責任組合の投資事業を主として行う者をいう。）の氏名及び当該投資担当者の変更に係る適切な手続を記載していること。
 - (6) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組員の有する出資口数が、当該投資事業有限責任組合の出資口数の総数の一％以上であること。
 - (7) 当該投資事業有限責任組合の内部収益率の目標が十五％以上であること。
 - (8) 当該投資事業有限責任組合の組合員が当該投資事業有限責任組合に対し出資している金額及び当該投資事業有限責任組合に対し出資することを約している金額の総額がおおむね二十億円以上であること。
 - (9) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組員が次のいずれにも該当しないこと。
 - (i) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - (ii) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - (iii) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。二(i)(vi)(ハ)において同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (iv) 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (v) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この(v)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - (vi) 認定特定新事業開拓投資事業組合が法第十八条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組員であった者であって、その取消の日から五年を経過しないもの
 - (vii) 法人であって、その役員のうち(i)から(vi)までのいずれかに該当する者があるもの
 - (viii) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (10) 当該投資事業有限責任組合の有限責任組員が次のいずれにも該当しないこと。
- (i) 暴力団員等
 - (ii) 法人であって、その役員のうち(i)に該当する者があるもの
 - (iii) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - (iv) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組員が個人である場合にあっては、当該個人と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人
 - (v) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組員が法人である場合にあっては、当該法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいい、その法人が自己の株式又は出資を有する場合のその法人を除く。以下この(v)において同じ。）のグループ（その法人の一の株主等及び当該株主等と法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この(v)において同じ。）が、当該法人

の発行済株式又は出資（その法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の二分の一を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合の当該株主等のグループに属する者

- (vi) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組員、(iv)に掲げる個人及び(v)に掲げる者が他の法人を支配している場合（法人税法施行令第四条第三項各号に掲げる場合をいう。この場合において、同項各号中「他の会社」とあるのは、「他の法人」と読み替えるものとする。）における当該他の法人
 - (vii) 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百二十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するもの
- ロ 特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業有限責任組合は、経済産業大臣の認定を受けて特定新事業開拓投資事業を行うに当たっては、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（その有する有価証券（法人税法施行令第一百九条の二第二項に規定するその他有価証券に該当する株式又は出資に限る。）の帳簿価額が二十億円以上のものに限る。）から二億円以上の出資を受けるよう努めるものとする。
- 二 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項
- 文部科学大臣及び経済産業大臣が法第二十条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。
- (1) 当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。
 - (i) 株式会社であること。
 - (ii) 当該法人の役員（取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。(iii)を除き、以下同じ。）及び(iv)(イ)に規定する合議制の機関の構成員が、特定研究成果活用支援事業の実施に関し、必要な知識、能力及び実績を有する者であること。
 - (iii) 役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役職員（特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携協力体制を当該法人との間で構築することが見込まれる国立大学法人等の役員（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第十条又は第二十四条に規定する役員をいう。）又は職員その他これに類する者をいう。以下同じ。）以外の者である社外取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）であること。
 - (iv) 特定研究成果活用事業者（国立大学法人等における技術に関する研究成果を、当該国立大学法人等と連携しつつ、その事業活動において活用する者をいう。以下同じ。）に対する支援（その事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援をいう。以下同じ。）の実施に当たり、次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。
 - (イ) 支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を審査する合議制の機関（その構成員の三分の二以上が関係国立大学法人等役職員以外の者であり、かつ、その構成員に(iii)に規定する社外取締役が一人以上含まれているものに限る。）
 - (ロ) 役員及び(イ)に規定する合議制の機関の構成員による職務の執行を監査する独立性及び専門性を有する機関
 - (ハ) 技術に関する研究成果に通じ事業を見極める機能と事業性を判断する機能を備えた体制
 - (二) 類似の民間事業者の慣行を踏まえ、その役員若しくは使用人の賞与等を支援の対象となる特定研究成果活用事業者の業績と連動させること又は当該役員若しくは使用人の報酬等の水準を適切に設定すること等、当該法人の役員及び使用人が責任をもって業務を行うことができる執行体制
 - (ホ) 特定研究成果活用支援事業が国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における研究の進展に資するものであることに鑑み、特定研究成果活用事業者に対する支援の実施状況等について、国及び当該国立大学法人等との間で意見交換を密接に行う体制
 - (v) 当該法人が次のいずれにも該当しないこと。
 - (イ) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
 - (ロ) 若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに

相当する外国の法令による刑を含む。(vi)(ii)及び(2)(vi)(ロ)において同じ。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの

- (vi) 当該法人の役員が次のいずれにも該当しないこと
- (イ) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- (ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (ハ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (ニ) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (ホ) 暴力団員等
- (ヘ) 認定特定研究成果活用支援事業者が法第二十一条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定研究成果活用支援事業者の役員又はその無限責任組合員たる法人の役員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの
- (2) 特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当するものであること。
- (i) 認定特定研究成果活用支援事業者たる株式会社が無限責任組合員として業務を執行するものであること。
- (ii) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人(以下「業務執行法人」という。)の役員及び支援・投資委員会(支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を決定する合議制の機関をいう。(iv)(イ)及び(ロ)において同じ。)の構成員が、特定研究成果活用支援事業の実施に関し、必要な知識、能力及び実績を有する者であること。
- (iii) 業務執行法人の役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役職員以外の者である社外取締役であること。
- (iv) 特定研究成果活用事業者に対する支援の実施に当たり、業務執行法人において次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。
- (イ) 支援・投資委員会(その構成員の三分の二以上が関係国立大学法人等役職員以外の者であり、かつ、その構成員に(iii)に規定する社外取締役が一人以上含まれているものに限る。)
- (ロ) 役員及び支援・投資委員会の構成員による職務の執行を監査する独立性及び専門性を有する機関
- (ハ) 技術に関する研究成果に通じ事業を見極める機能と事業性を判断する機能を備えた体制
- (ニ) 類似の民間事業者の慣行を踏まえ、その役員若しくは使用人の賞与等を支援の対象となる特定研究成果活用事業者の業績と連動させること又は当該役員若しくは使用人の報酬等の水準を適切に設定すること等、当該法人の役員及び使用人が責任をもって業務を行うことができる執行体制
- (ホ) 特定研究成果活用支援事業が国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における研究の進展に資するものであることに鑑み、特定研究成果活用事業者に対する支援の実施状況等について、国及び当該国立大学法人等との間で意見交換を密接に行う体制
- (v) 当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、支援担当者(業務執行法人の役員又は使用人であって、当該投資事業有限責任組合における支援を主として行う者をいう。)の氏名及び当該支援担当者の変更に係る適切な手続を記載していること。
- (vi) 業務執行法人が次のいずれにも該当しないこと
- (イ) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- (ロ) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの
- (ハ) その役員のうち(1)(vi)(イ)から(ヘ)までのうちいずれかに該当する者があるもの
- (vii) 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと
- (イ) 暴力団員等
- (ロ) 法人でその役員のうち(イ)に該当する者があるもの
- (ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- (3) 当該計画に基づき実施される特定研究成果活用支援事業において支援の対象とする事業活動が、次に掲げる要件を満たすものであること。
- (i) 我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
- (ii) 国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における学術研究の進展に資するものであること。

- (iii) 国民経済における生産性の向上その他の社会的ニーズへ対応したものであり、かつ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。
- (iv) 当該計画の期間内に、特定研究成果活用支援事業者が保有する特定研究成果活用事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。
- (4) 当該計画に基づき実施される特定研究成果活用支援事業全体について、特定研究成果活用支援事業者と協調して、民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであるとともに、支援の対象となる個別の特定研究成果活用事業についても、原則として、特定研究成果活用支援事業者と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであること。
- (5) 政策目的を踏まえ、適切な分散投資を行うものであること。
- (6) 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないよう配慮し、民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保しながら、率先して支援を行うものであること。
- (7) 特定研究成果活用事業者に対する支援の計画を株式の処分の適切な時期等を含めて十分検討するとともに、支援の実施の決定後においては、積極的な経営又は技術の指導を実施することにより、当該特定研究成果活用事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。
- (8) 特定研究成果活用事業者に対する支援を主として直接行う(特定研究成果活用支援事業者が法人である場合にあっては、当該法人が業務執行法人である特定研究成果活用支援事業者たる投資事業有限責任組合を通じて支援を実施する場合を含む。)ものであること。
- (9) 他の投資事業有限責任組合(特定研究成果活用支援事業者が法人である場合において、当該法人が業務執行法人である特定研究成果活用支援事業者たる投資事業有限責任組合を除く。)に出資する場合にあっては、当該投資事業有限責任組合が政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保するとともに、必要があると認めるときは説明を求めると等により適切にフォローアップを行うものであること。
- (10) 当該計画の期間における支援を通じて、保有する株式等の処分等を行うことによって得られる総収入額が総支出額を上回るように、財務諸表等の指標に基づく基準を設定し、これを継続的に把握すること等により、支援を行う特定研究成果活用事業者の事業活動について、事業年度ごとにその進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
- (11) 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携が国立大学法人等その他の関係者との適切な役割分担の下で行われるものであること。
- (12) 個人及び特定研究成果活用事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ情報公開を一般に行うとともに、特定研究成果活用支援事業者に出資する国立大学法人等や民間事業者等に必要の説明を行うことにより、その事業の透明性を確保するものであること。
- (13) 新しく起業する事業者に支援を行うことができる人材を将来にわたって育成するものであること。
- (14) 研究者の自主性や国立大学法人等の主体性を尊重するとともに、国立大学法人等が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。
- (15) 中小企業者に対して不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (16) 特定研究成果活用支援事業以外の事業を実施する場合にあっては、当該事業の実施が特定研究成果活用支援事業の実施に影響を与えないように留意するとともに、特定研究成果活用支援事業に係る取引と特定研究成果活用支援事業以外の事業に係る取引に関する経理を区分する等、特定研究成果活用支援事業に係る経理を明確化すること。

三 備考

イ この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

ロ 一イ(7)に規定する内部収益率の計算方法は次のとおりとする。

$$0 = \sum_{i=0}^n \frac{C_i}{(1+r)^{t_i}}$$

t_i = 開始から i 番目の時点までの期間

C_i = t_i でのキャッシュフロー額

r = 内部収益率

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準

文部科学大臣決定 平成16年3月31日

改正 平成26年8月1日

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十二條第二項及び第二十九條第二項並びに国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第一條の規定を実施するため、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準及び認可申請書の様式等を次のように定める。

第一條 文部科学大臣は、国立大学法人法第二十二條第二項及び第二十九條第二項の認可に係る申請の内容が次に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、これを認可するものとする。

一 出資の相手方に関すること。

イ 出資の相手方が、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四條第一項の規定に基づく承認を受けた者（同法第五條第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下「承認TLO」という。）であって、出資を行おうとする大学若しくは大学共同利用機関（以下「大学等」という。）と提携関係のあるものであること又は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十条第一項の規定に基づき、認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画に従って特定研究成果活用支援事業を実施する者（同法第二十一條第一項の変更の認定を受けた者を含む。以下「認定特定研究成果活用支援事業者」という。）であって、出資を行おうとする大学等と連携関係のあるものであること。

ロ 出資の相手方が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類を出資を行おうとする大学等に提出していること。

(1) 出資の相手方が承認TLOである場合

- (i) 認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款
- (ii) 認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類
- (iii) 当該出資に係る株式の発行を決定した取締役会議事録又は持分の取得の承認若しくは出資の引受をする権利の取得の決議をした社員総会議事録
- (iv) 出資の相手方となる承認TLOが設立中であるか、又は設立後一

年を経過していない場合には、特定大学技術移転事業の実施に関する計画承認実施要綱（平成十四年文部科学省・経済産業省告示第十四号）様式第一別表三（特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法）に従って作成した書類

(2) 出資の相手方が認定特定研究成果活用支援事業者である場合

- (i) 認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書）又はこれに準ずるもの
- (ii) 認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類
- (iii) 当該出資に係る株式の発行を決定した取締役会議事録
- (iv) (i)から(iii)までに掲げるもののほか、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省・経済産業省令第四号）第二條第一項及び第二項の規定に基づき文部科学大臣及び経済産業大臣に提出した書類

ハ 出資の相手方が、出資を行おうとする年度の前年度までの出資の相手方の累積損益が黒字であるか、又は赤字である場合には次のいずれかを確認すること。

- (1) 三年間程度のうちに損益の状況が相当程度改善することが見込まれること。
- (2) 特定大学技術移転事業又は特定研究成果活用支援事業の充実が具体的に見込まれること。
- (3) 出資が赤字補填の目的ではなく、かつ、(1)又は(2)に準ずる特段の事由があること。

ニ 出資の相手方が、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第五條第二項により承認を取り消されるおそれがないこと又は産業競争力強化法第二十一條第二項又は第三項により認定を取り消されるおそれがないこと。

ホ 出資の相手方が、支払不能や債務超過による破産、会社更生、民事再生等の手続き開始のおそれがなく、かつ、銀行取引停止処分を受けていないこと。

ヘ 出資の相手方が、認定特定研究成果活用支援事業者である株式会社である場合にあっては、大学等が当該株式会社の議決権の総数の三分の二以上の数の議決権を保有すること。

- ト 出資の相手方が、認定特定研究成果活用支援事業者である投資事業有限責任組合である場合にあっては、認定特定研究成果活用支援事業者である株式会社が無限責任組合員として業務を執行するものに限ること。
- 二 出資を行おうとする大学等に関すること。
- イ 出資の財源及び出資額について、次に掲げる事項（出資の相手先が承認TLOである場合は(3)に掲げる事項を除く。）を満たしていること。
- (1) 出資の財源として運営費交付金相当額を充てていないこと。
- (2) 出資額が、当該大学等の自己収入総額から運営費交付金の算定の対象となる自己収入相当額を控除し、国立大学法人法第三十五条の規定により読み替えて準用される独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第二項の繰越欠損金があるときはその金額を減じた額、同条第三項の剰余金があるときはその金額を加えた額の範囲内であること。
- (3) 平成二十四年度一般会計補正予算（第一号）による政府出資金を受けている大学にあっては、当該出資金を充てていること。なお、当該出資金を財源とする出資を行う場合においては、(2)の範囲を超える額とすることを妨げるものではない。
- ロ 出資に当たって、役員会の議を経る他経営協議会の審議を経ていること。その際には、役員会及び経営協議会それぞれの議事録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていること。
- ハ 役員会及び経営協議会等の大学等の所要の手続を経る際に、出資の相手方となる承認TLO又は認定特定研究成果活用支援事業者の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。
- ニ 大学等が他の個人や企業等から寄附を受けて出資を行おうとする場合には、大学等の所要の手続を経る際に、寄附を行う個人や企業等の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。
- ホ 大学等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たっては、大学等において出資事業に関係する部局の間で適切な役割分担がなされた上で、全学的な体制が構築されるとともに、外部有識者の助言を得つつ、当該事業者による特定研究成果活用支援事業の実施状況を定期的に把握し評価する体制が構築されていること。

- 三 出資に係る給付及び取得株式の価額等に関すること。
- イ 出資に係る給付が知的財産等の現物出資である場合は、その評価額が市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。
- ロ 大学等が出資によって取得する株式の評価額が、市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。
- ハ 出資に係る給付及び取得株式の対価関係が、合理的な範囲内のものであること。
- ニ 大学等が出資によって取得する株式が議決権制限株式や劣後株等である場合は、合理的な理由に基づくものであること。
- ホ 大学等が認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資する場合における出資額については、当該事業者に係る特定研究成果活用支援事業計画等に鑑み、適切な規模のものであること。

第二条 国立大学法人法施行規則第二条第一項に規定する申請書の様式は別記様式のとおりとする。

第三条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 出資の相手方が株式会社である場合は、当該出資に係る株式の発行を決定した際の当該決定に係る取締役会議事録、特例有限会社である場合には、大学等の当該出資に係る持分の取得を承認した際又は当該出資の引受をする権利の取得を決議した際の当該承認又は決議に係る社員総会議事録、その他の法人である場合にはこれらに準ずる書類
- 二 当該出資に係る大学等の経営協議会及び役員会の議事録

附 則

この決定は、平成十六年四月一日から実施する。

附 則

この決定は、平成二十六年八月一日から実施する。

別記様式

出資に係る認可申請書

年月日

文部科学大臣 氏名 殿

住所
名称
代表者の氏名 印

国立大学法人法〔第22条第2項〕の規定に基づき、下記の計画について認可
〔第29条第2項〕
を受けたいので、申請します。

記

1. 出資先
 - (1) 名称
 - (2) 住所又は居所
 - (3) 代表者名
2. 出資に係る財産の内容及び評価額（財源）
3. 出資を行おうとする時期
4. 出資を必要とする理由
5. 出資の認可の申請に係る手続きについて
6. 認定特定研究成果活用支援事業者が行う事業が適正に執行されるよう、大学等がとる措置
7. 株式等について
 - (1) 取得予定の出資先の株式会社の株式数又は特例有限会社の出資口数
 - (2) 取得予定株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況
 - (3) 大学等の取得予定の株式又は持分が、出資先の発行済株式の総数又は資本に占める割合（設立中の法人については発行予定株式数の総数又は予定

- される資本に占める割合)
- (4) 大学等が既に所有している出資先の株式会社の株式数又は特例有限会社の出資口数
 - (5) 大学等が既に所有している出資先の株式の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況
 - (6) 大学等が既に所有している出資先の株式又は持分が、出資先の発行済株式の総数又は資本に占める割合

【連絡先】

担当者名

電話番号

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

(1) 「2. 出資に係る財産の内容及び評価額(財源)」には、現物出資の場合は、その評価額及び評価額の算定根拠を記入すること。必要であれば参考資料を添付すること。また、出資を行う財源についても記入すること。

【例(寄附金、受託研究の間接経費、剰余金)】

(2) 「4. 出資を必要とする理由」には、出資先において、前年度までの累積損益が赤字である場合は、出資先の累積損益の改善見込み及び今後の事業計画において大学等が当該出資先に投資する必要性を記載すること。

(3) 「5. 出資の認可の申請に係る手続きについて」には、大学等の手続きの経過を記載すること。出資の相手先の関係者が手続きに関与した場合は、必ずその詳細を記入すること。

(4) 「6. 認定特定研究成果活用支援事業者が行う事業が適正に執行されるよう、大学等がとる措置」については、第一条第二号ホに掲げる事項に係ることについて記入すること。

また、①関係部局の役割分担、②外部有識者等の助言を得つつ、認定特定研究成果活用支援事業者による特定研究成果活用支援事業の実施に関する状況を定期的に把握し評価する体制(外部有識者の名簿・略歴を含む)について記入すること。

(5) 「7. (2) 取得予定株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況」には、取得予定株式の取得後における大学等に係る出資先の議決権の状況が明瞭になるように、取得予定の株式に劣後株等が含まれる場合は、株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況を記入すること。

(6) 「7. (5) 大学等が既に所有している出資先の株式の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況」には、既に株式を所有している場合は、所有している株式(劣後株が含まれる等)の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況を記入すること。